

新潟市老人憩の家大形荘の管理運営について

揭示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。
この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。
市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。
この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について揭示します。

評価対象の指定管理者	大形地区コミュニティ協議会
評価対象の期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日

1.施設サービス提供（施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか）

※1 ※2

評価項目		評価	新潟市東区健康福祉課コメント欄
1	利用時間等	○	利用者が平等に施設を利用できるように努めた。何か問題が起こった際には、指定管理者を通じて連絡・相談を行い、問題解決に努めた。
2	適正な人員配置	○	
3	平等利用の確保	○	
4	利用者の安全確保	○	
5	案内等の対応と接遇	○	
6	苦情への対応等	○	
7	緊急体制	○	
8	利用実績	○	
		B	

2.事業(市の事業、自主事業)（施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか）

評価項目		評価	新潟市東区健康福祉課コメント欄
1	目的にあったサービス提供	○	体操グループなどの自主グループ活動に利用される他、地域の高齢者の介護予防や生きがいづくりの場として機能した。
2	情報提供・接遇	○	
3	自主事業配分	○	
4	サービス向上の観点	○	
5	苦情等への対応	○	
		B	

3.施設の管理（施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等）

評価項目		評価	新潟市東区健康福祉課コメント欄
1	建物保守管理等	○	入浴施設の管理は法令を遵守しており、安全・衛生の確保に努めている。浴場の水栓が故障した際も迅速に市に報告されている。その他の異常等にも迅速に適正な管理を行っている。今後も適切な施設管理を期待する。
2	個人情報保護	○	
3	備品等の管理	○	
4	衛生管理	○	
5	清掃	○	
6	修繕	○	
7	環境配慮	○	
8	再委託	○	
9	災害等への対応	○	
10	関係団体、地域との連絡調整	○	
11	管理記録	○	
		B	

4.歳入歳出（協定における収支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか）

評価項目		評価	新潟市東区健康福祉課コメント欄
1	管理経費等の縮減	○	管理経費・光熱水費の縮減に努めている。
2	光熱水費に係る使用量の縮減	○	
		B	

5.総合評価（上記の1から4を踏まえての総合評価）

利用者の主な目的の入浴施設の管理は法令を遵守しており安心に利用できる。その他、体操グループ活動などの自主グループ活動に利用され、地域の高齢者の介護予防や生きがいづくりの場として機能した。何か問題が起こった際には、指定管理者を通じて連絡・相談を行い、問題解決に努めた。指定管理者として優良と評価できる。

※1 各評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価
◎：仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
○：事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
△：「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアできた。
×：仕様、サービス水準達成できなかった。

※2 「1. 施設サービス提供」～「4. 歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価
A：多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
B：全ての項目が「○」以上である場合。
C：「△」の項目が1つでもある場合。
D：「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 東区役所健康福祉課 地域福祉・高齢介護グループ 025-250-2320(直通)